苫小牧市受動喫煙防止対策助成金交付要綱

（目的）

第１条　この助成金は、中小企業事業者等が受動喫煙防止対策を実施するために必要な経費のうち、一定の基準を満たす喫煙専用室の設置等にかかる費用の一部を助成することにより、事業場における受動喫煙の防止を図ることを目的とする。

　（対象となる事業者）

第２条　助成金の交付対象者は、次の（１）から（３）までの全ての要件に該当する事業者とする。

（１）厚生労働省・都道府県労働局が実施する受動喫煙防止対策助成金（以下「国事業」という。）の交付決定及び交付額の確定通知を受けている中小企業事業者又は公益財団法人全国生活衛生営業指導センターが実施する生衛業受動喫煙防止対策事業助成金（以下「生衛業事業」という。）の交付決定及び交付額の確定通知を受けている生活衛生関係営業者（以下「生衛業者」）であること。

（２）市税（苫小牧市税条例第３条に定める普通税のうち市民税（法人の場合は法人市民税、個人事業者の場合は市民・道民税）及び固定資産税）の滞納がない事業者であること。

　（３）次のいずれかに該当する事業者であること。

ア　中小企業事業者（健康増進法（平成１４年法律第１０３号。以下同じ。）

附則第２条第２項で定める既存特定飲食提供施設を営む者に限る。）の場

合

　　　　（ア）事業場の室内又はこれに準ずる環境での喫煙を禁止するために喫煙専用室、指定たばこ専用喫煙室を設置しようとする者

イ　生衛業者（生活衛生関係営業の運営の適正化及び振興に関する法律(昭和３２年法律第１６４号)で規定する生活衛生関係営業を営む者に限る。）の場合

　　　　（ア）労働者災害補償保険法（昭和２２年法律第５０号）に基づく労働災害補償保険の適用を受けていない者

　　　　（イ）事業場（健康増進法第（平成１４年法律第１０３号）に規定する既存特定飲食提供施設。ただし、令和２年４月１日以降新規に営業を開始したものを除く。）の室内又はこれに準ずる環境において、喫煙室以外での喫煙を禁止して受動喫煙を防止するため、喫煙専用室を設置するなどの措置を講じる者

（助成対象経費）

第３条　助成対象経費及びその要件は、次のとおりとする。

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 区分 | 交付対象 | 経費として認められるもの | 設置を行おうとする喫煙専用室等の要件 |
| １  中小企業事業者 | （１）喫煙専用室（健康増進法に規定するもの。以下この表において同じ。）の設置・改修 | 右記の要件を満たす喫煙専用室を設置するために必要なもの（工費、設備費、備品費及び機械装置費等） | 次に掲げるたばこの煙の流出を防止するための技術的基準に適合すること。  ア 出入口において、室外から室内に流入する空気の気流が、0.2メートル毎秒以上であること。  イ たばこの煙が室内から室外に流出しないよう、壁、天井等によって区画されていること。  ウ たばこの煙が屋外又は外部の場所に排気されていること。  エ 専ら喫煙の目的で喫煙専用室を使用するための構造や設備であること。 |
|  | （２）指定たばこ専用喫煙室（健康増進法に規定するもの。以下この表において同じ。）の設置・改修 | 右記の要件を満たす指定たばこ専用喫煙室を設置するために必要なもの（工費、設備費、備品費及び機械装置費等） | 次に掲げるたばこの煙の流出を防止するための技術的基準に適合すること。  ア 出入口において、室外から室内に流入する空気の気流が、0.2メートル毎秒以上であること。  イ たばこの煙が室内から室外に流出しないよう、壁、天井等によって区画されていること。  ウ たばこの煙が屋外又は外部の場所に排気されていること。 |
| ２  生衛業者 | （１）喫煙専用室の設置・改修 | 右記の要件を満たす喫煙専用室を設置するために必要なもの（工費、設備費、備品費及び機械装置費等） | 次に掲げるたばこの煙の流出を防止するための技術的基準に適合すること。  ア 出入口において、室外から室内に流入する空気の気流が、0.2メートル毎秒以上であること。  イ たばこの煙が室内から室外に流出しないよう、壁、天井等によって区画されていること。  ウ たばこの煙が屋外又は外部の場所に排気されていること。 |
|  | （２）脱臭機能付き喫煙ブースの設置（施設の管理権限者の責めに帰することができない事由により、喫煙専用室の設置に係る技術的基準を満たすことが困難な場合） | 右記の要件を満たす脱臭機能付き喫煙ブースを設置するために必要なもの（工費、設備費、備品費及び機械装置費等） | 次に掲げる要件を満たす機能を有した脱煙機能付き喫煙ブースを設置し、当該喫煙ブースから排出された気体が室外（施設の屋内又は内部の場所に限る。）に排気されることにより、一般的基準に適合した措置を講じた場合と同等程度にたばこの煙の流出を防止することができるものとすること。なお、室外に排気された気体について、当該場所に設置された換気扇等から効率的に排気できる工夫が講じられていることが望ましい。  ア　総揮発性有機化合物の除去率が95％以上であること。  イ　当該装置により浄化され、室外に排気される空気における浮遊粉じんの量が0.015mg/㎥以下であること。 |
|  | （３）屋外喫煙所（閉鎖系に限る。この表において同じ。）の設置・改修 | 右記の要件を満たす屋外喫煙所を設置するために必要なもの（工費、設備費、備品費及び機械装置費等） | ア 事業場の屋内を全面禁煙とすること。  イ 換気装置を設置し、たばこの煙が屋外又は外部の場所に排気されていること。  ウ 屋外喫煙所における喫煙により当該喫煙所の直近の建物の出入口等における浮遊粉じん濃度が増加しないこと。  エ 専ら喫煙の目的で屋外喫煙所を使用するための構造や設備であること。 |

（助成回数及び助成額）

第４条　交付回数及び交付額は、次のとおりとする。

（１）助成金の交付は、事業場単位とし、１事業場当たり１回に限るものとする。

　（２）この助成金の交付額は、国事業又は生衛業事業において認定された助成対象経費から国事業又は生衛業事業による助成金交付額（確定額）を控除した額（以下「対象額」という。）と１０万円を比較していずれか少ない方の額とし、予算の範囲内で交付するものとする。

（交付の申請）

第５条　助成金の交付を受けようとする者は、国事業又は生衛業事業における助成金交付額の確定日から起算して６か月以内に、苫小牧市受動喫煙防止対策助成金交付申請書（様式第１号。以下「交付申請書」という。）に次の各号に掲げる書類を添えて、市長に提出するものとする。ただし、市長が特に認めた場合は、この限りでない。

　（１）中小企業事業者の場合

　　　ア　納税証明書

　　　イ　受動喫煙防止対策助成金交付申請書の写し（国事業）

　　　ウ　受動喫煙の防止に係る事業計画の写し（国事業）

エ　受動喫煙防止対策助成金交付決定通知書の写し（国事業）

オ　受動喫煙防止対策助成金事業実績報告書の写し（国事業）

カ　受動喫煙の防止に係る事業結果概要報告書の写し（国事業）

キ　事業完了後の図面及び写真

ク　受動喫煙防止対策助成金交付額確定通知書の写し（国事業）

ケ　反社会的勢力でないことの表明・確約に関する誓約書（様式第２号）

コ　その他市長が必要と認める書類

　（２）生衛業者の場合

　　　ア　納税証明書

　　　イ　生衛業受動喫煙防止対策事業助成金交付申請書の写し（生衛業事業）

　　　ウ　生衛業受動喫煙防止対策に係る事業計画の写し（生衛業事業）

エ　生衛業受動喫煙防止対策事業助成金交付決定通知書の写し（生衛業事

業）

オ　生衛業受動喫煙防止対策事業実績報告書の写し（生衛業事業）

カ　受動喫煙防止対策に係る事業結果概要報告書の写し（生衛業事業）

キ　事業完了後の図面及び写真

ク　生衛業受動喫煙防止対策事業助成金交付額確定通知書の写し（生衛業

事業）

ケ　反社会的勢力でないことの表明・確約に関する誓約書（様式第２号）

コ　その他市長が必要と認める書類

２　助成金の交付を受けようとする者は、助成金の交付を申請するに当たって、当該助成金に関する消費税仕入控除税額等（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税額相当額のうち、消費税法（昭和６３年法律第１０８号）の規定により仕入れに係る消費税額として控除することができる部分の金額及び当該金額に地方税法（昭和２５年法律第２２６号）の規定による地方消費税率を乗じて得た金額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）があるときは、これを減額して交付の申請をしなければならない。ただし、申請時において、当該助成金に関する消費税仕入控除税額等が明らかでないときは、この限りでない。

（交付決定）

第６条　市長は、前条第１項の申請書の提出があった場合において、当該申請に係る書類の審査、必要に応じて行う現地調査等により、助成金を交付すべきものと認めるときは、速やかに助成金の交付決定をするものとする。

（決定の通知）

第７条　市長は、第６条の交付決定をしたときは、その決定の内容及びこれに条件を付した場合にはその条件を記載した苫小牧市受動喫煙防止対策助成金交付決定通知書（様式第３号）を助成金の交付の申請をした者（以下「申請者」という。）に交付するものとする。

（交付申請の取下げ）

第８条　申請者は、前条の規定による交付決定の通知を受けた場合において、当該通知に係る助成金の交付決定の内容又はこれに付された条件に不服があるときは、当該通知を受理した日から１０日以内に、申請の取下げをすることができる。

２　前項に規定する申請の取下げがあったときは、当該申請に係る助成金の交付決定はなかったものとみなす。

　（交付の請求）

第９条　助成対象事業を行う者（以下「助成事業者」という。）は、第７条の規定による交付決定の通知を受けた場合において、当該通知に係る助成金の交付を受けようとするときは、苫小牧市受動喫煙防止対策助成金交付請求書（様式第４号）を市長に提出しなければならない。

（決定の取消し）

第１０条　市長は、偽りその他不正な手段により助成金の交付を受けた者があるときは、助成金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

（助成金の返還）

第１１条　市長は、助成金の交付決定を取り消した場合において、当該変更又は取消しの部分に関し、既に助成金が交付されているときは、期限を定めて、その全部又は一部の返還を命じるものとする。

（違約加算金及び違約延滞金）

第１２条　助成事業者は、前条の規定により助成金の返還を命じられたときは、当該助成金が補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和３０年法律第１７９号）第２条第４項に規定する間接補助金等であるとき又はやむを得ない事情があると市長が認めるときを除き、その命令に係る助成金の受領の日から納付の日までの日数に応じ、当該助成金の額（その一部を納付した場合におけるその後の期間については、既納額を控除した額）につき年１０．９５パーセントの割合で計算した違約加算金を市に納付しなければならない。

２　助成事業者は、助成金の返還を命じられ、これを納期日までに納付しなかったときは、やむを得ない事情があると市長が認めるときを除き、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納付額（その一部を納付した場合におけるその後の期間については、その納付額を控除した額）につき年１０．９５パーセントの割合で計算した違約延滞金を市に納付しなければならない。

（関係書類の整備）

第１３条　助成事業者は、当該助成対象事業の収入及び支出に関する帳簿その他の関係書類を備え、これを整理しておかなければならない。

２　前項の関係書類は、当該助成対象事業の完了の日の属する市の会計年度の翌年度から５年間（市長が別に定めるものにあっては、市長が別に定める期間）保存しなければならない。

　（財産の管理等）

第１４条　助成事業者は、助成対象事業により取得し、又は効用の増加した財産（以下「取得財産等」という。）については、助成対象事業の完了後においても、善良な管理者の注意をもって管理し、助成金交付の目的に従って、その効率的な運用を図らなければならない。

（財産の処分の制限）

第１５条　助成事業者は、取得財産等を、あらかじめ市長の承認を受けないで、助成金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、取り壊し、又は担保に供してはならない。ただし、助成金の交付の目的及び当該財産の耐用年数を勘案して市長が定める期間を超過した場合は、この限りでない。

２　市長は、前項本文の規定により助成事業者による財産の処分についての承認をするときは、当該財産の取得又は効用の増加に要した助成金の全部又は一部に相当する金額を市に納付すべき旨の条件その他必要と認める条件を付することができる。

附　則

この要綱は、令和元年６月１日から施行する。

附　則

この要綱は、令和２年５月２２日から施行する。

附　則

この要綱は、令和２年６月１５日から施行する。

附　則

この要綱は、令和５年１２月２８日から施行する。